

## 協議第2号

### 新町の事務所の位置について

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	4 新町の事務所の位置について
新町の事務所の位置は、現幕別町役場の位置とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎を総合支所とする。	

「協議第2号 新町の事務所の位置について」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議事項	4 新町の事務所の位置
調整の内容	新町の事務所の位置は、現幕別町役場の位置とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎を総合支所とする。

現 況			調整の具体的内容
幕 別 町	更 別 村	忠 類 村	
<p><b>幕別町役場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所 中川郡幕別町本町130番地</li> <li>・施設規模 地上5階 地下1階 塔屋3階</li> <li>・敷地面積 2,940.22㎡</li> <li>・延床面積 3,815.37㎡(うち庁舎3,408.8㎡)</li> <li>・駐車場 職員用108台 公用車用35台 来客者用86台</li> <li>・竣工 昭和47年7月</li> </ul> <p><b>幕別町役場札内支所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所 中川郡幕別町札内青葉町311番地 2</li> <li>・施設規模 地上2階</li> <li>・敷地面積 4,863.87㎡</li> <li>・延床面積 1,352㎡(うち事務所156㎡)</li> <li>・駐車場 59台(職員・来客兼用)</li> <li>・竣工 昭和49年2月</li> </ul>	<p><b>更別村役場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所 河西郡更別村字更別南1線93番地</li> <li>・施設規模 地上3階 地下1階 塔屋2階</li> <li>・敷地面積 7,466.09㎡</li> <li>・延床面積 2,825.35㎡</li> <li>・駐車場 70台</li> <li>・竣工 昭和55年8月</li> </ul>	<p><b>忠類村役場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所 広尾郡忠類村字忠類439番地の1</li> <li>・施設規模 地上2階</li> <li>・敷地面積 44,072㎡</li> <li>・延床面積 2,649.57㎡(うち庁舎1,031㎡)</li> <li>・駐車場 106台</li> <li>・竣工 昭和51年7月</li> </ul>	

**幕別町役場糠内出張所**

- ・ 住所  
中川郡幕別町字糠内251番地 1
- ・ 施設規模  
地上 1 階
- ・ 敷地面積  
7,814m<sup>2</sup>
- ・ 延床面積  
618.56m<sup>2</sup>(うち事務所19.28m<sup>2</sup>)
- ・ 駐車場  
100台
- ・ 竣工  
昭和57年12月

**幕別町役場駒畠出張所**

- ・ 住所  
中川郡幕別町字駒畠514番地35、  
36
- ・ 施設規模  
地上 1 階
- ・ 敷地面積  
1,563.95m<sup>2</sup>
- ・ 延床面積  
384.21m<sup>2</sup>(うち事務所19.8m<sup>2</sup>)
- ・ 駐車場  
20台
- ・ 竣工  
昭和55年12月

## 事務所の位置に関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

### 【実例・通知】

本法において支所と称するのは、市区町村内の特定区域を限り主として市町村事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味し、土木、勸業その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。

法に規定する支所である限り出張所等の他の名称を使用することは適当でない。

支所は市区町村内の特定区域を限り主として市町村の事務全般にわたって掌る事務所であり、出張所は住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の簡単な事務を処理するために設置するものである。

## 合併時の庁舎利用方式によるメリット・デメリット

方式	概 要	メリッ	デメリット						
本 庁 方 式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 町村の庁舎の組織機構・機能を 1 カ所の庁舎に集約できる。</li> <li>・ 残りの庁舎は、窓口機能のみの支所または出張所となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併の印象が強い。</li> <li>・ 業務効率の向上が図れる。</li> <li>・ 職員の意識の一体化が図れる。</li> <li>・ 定員管理の適正化が図りやすい。</li> <li>・ 危機管理への対応がスムーズに図れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新庁舎を建設する場合は、多額の費用が必要である。</li> <li>・ 既存庁舎の有効利用ができにくい（無駄なスペースが多くなる）。</li> <li>・ 役場がこれまでよりも遠くなる住民が増える。</li> </ul>						
分 庁 方 式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の町村の組織機構・機能を業務部門により複数の庁舎に振り分ける。</li> </ul> <p>(例)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">総務・建設部門</td> <td style="width: 40%;">町村</td> </tr> <tr> <td>福祉・農林部門</td> <td>町村</td> </tr> <tr> <td>教育・商工部門</td> <td>× × 町村</td> </tr> </table>	総務・建設部門	町村	福祉・農林部門	町村	教育・商工部門	× × 町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存施設の有効利用が図れる。</li> <li>・ 既存庁舎の規模に応じた人員配置ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的に応じて窓口が分散し、住民にはわかりにくい。</li> <li>・ 職員間の意思疎通ができにくく、一体性が図りにくい。</li> <li>・ 合併したというイメージが弱い。</li> </ul>
総務・建設部門	町村								
福祉・農林部門	町村								
教育・商工部門	× × 町村								
総 合 支 所 方 式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理部門を除き、現在の 3 町村の庁舎における組織機構・機能を残す方式。</li> </ul> <p>(例)</p> <p>総合支所      3 町村の庁舎 (本庁に管理部門・事務局部門を設置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民や職員にとって最も現状に近く、円滑に移行できる。</li> <li>・ サービスが今までどおり、違和感がなく提供できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員が現在と同程度必要であり、合併による事務の効率化が図りにくい。</li> <li>・ 職員の融和が図りにくい。</li> <li>・ 新町の一体化に欠け、新町になったという感覚は持ちにくい。</li> </ul>						

### 先進事例

方式	市町村名	合併 年月日	人口 (人)	面積 (k m <sup>2</sup> )	人口密度 (人/k m <sup>2</sup> )	概要	具体例
本庁方式	南アルプス市 (山梨県) 4町2村	H15.4.1	70,116	264.06	265.5	櫛形町役場を本庁舎とし、他3町2村の役場を支所とした。	南アルプス市役所 市全体にかかる業務 八田支所 白根支所 芦安支所 若草支所 櫛形支所(本庁舎に置かれている) 甲西支所 上記6支所同一業務 住民・環境・福祉・商工・土木
分庁方式	西東京市 (東京都) 2市	H13.1.21	180,855	15.85	11,410.4	事務所の位置は旧田無市役所。 それぞれの庁舎を「田無庁舎」「保谷庁舎」とし、組織を分散し配置した。	田無庁舎 市長室・企画・財政・総務・議会・市民 税務・会計・福祉(窓口のみ) 保谷庁舎 都市基盤・水道・下水道・教育・環境 福祉・市民(窓口のみ)・税務(窓口のみ) 保谷保健福祉総合センター・防災センター
総合支所方式	周南市 (山口県) 2市2町	H15.4.21	157,383	656.00	239.9	本庁のほか旧4市町に支所を置く。 支所は、現行組織から管理機能の一部を除いた総合支所とし、住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策の企画立案、新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を図る。	周南市役所 市全体にかかる業務及び旧市域にかかる事務 新南陽総合支所(旧市域にかかる事務) 市民・税務・会計・福祉・都市整備 下水道・教育 熊毛総合支所(旧町域に係る事務) 市民・税務・会計・福祉・都市整備・教育 鹿野総合支所(旧町域に係る事務) 市民・税務・会計・福祉・都市整備・教育